

お知らせ

「生きがいデイ」を利用
しませんか

黒潮町では、生きがいデイ(生きがい活動支援通所事業)を、介護予防や健康保持などを図る目的で実施しています。新たに「生きがいデイ」の利用を希望される方は、担当係で申請してください。

利用対象
町内全域で在宅の概ね65歳以上の方で、介護保険の要介護等認定を受けていない方
※平成22年度から大方地域の利用年齢を引下げました。

実施日・場所
【大方地域】毎週土曜日
●通所介護事業所しおかぜ
(特別養護老人ホームシーサイドホームに併設)
【佐賀地域】毎週金曜日
●通所介護事業所鹿島ケ浦
(特別養護老人ホームかしまに併設)

利用者負担 1,000円
○お問い合わせ・お申し込み
本庁 健康福祉課 福祉係
☎ 43-2116(直通)
佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係
☎ 55-3112(直通)

在宅介護手当について

この手当は、家庭において寝たきり老人などを介護している方に対して、在宅介護手当を支給することにより、介護者を激励しその労に報いるとともに、町民の福祉の増進に寄与することを目的としています。

◆対象者

次のいずれかに該当する方を在宅において常時介護している方に支給します。

①介護保険法により要介護4

または5の要介護認定を受けた方

②寝たきり老人にあつてはその状態が3カ月以上継続している方

③障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令第15条の規定に基づく認定を得ている方で、寝たきりの方

④認知症高齢者については、医師が認知症を認める方で「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」によるランクⅢ以上に相当し、その状態が3カ月以上継続している方

※②および③の方については「障害高齢者の日常生活自立度判定基準(寝たきり度)」ランクBまたはランクCに該当する方です。②から④に該当する方については、町から調査に伺い、判定させていただきます。

◆認定

在宅介護手当の支給を受けるためには、受給資格の認定が必要ですので認定申請書を出していただきます。

◆手当の額

被介護者一人につき月額1万円です。認定された翌月から支給対象となりますが、支給申請を行っていただく必要があります。

◆支給対象月

在宅での介護期間が月の半数以上の月は手当の支給対象とします。入院や施設入所などで在宅での介護期間が半月未満の月は手当の支給は行いません。

○お問い合わせ・申請先

本庁 健康福祉課 福祉係
☎ 43-2116(直通)
佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係
☎ 55-3112(直通)



スポーツ安全保険

傷害保険 賠償責任保険 共済見舞金

対象となる事故 団体活動中の事故/往復中の事故

保険期間 平成22年4月1日午前0時より平成23年3月31日午後12時まで(申込受付は平成22年3月から)

加入区分・掛金・補償金額(団体活動を行う5名以上の方で、加入区分をそれぞれお選び頂いてご加入ください。)

| 加入対象者 | 補償対象となる団体活動 | 加入区分 | 年間掛金(一人当たり) | 傷害保険金額 | | | 賠償責任保険支払限度額(免責金額なし) | 共済見舞金 |
|---|---|------|-------------|--|----------|----------|---------------------|---|
| | | | | 死亡 | 後遺障害(等級) | 入院通院(日額) | | |
| 子ども (中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む) | スポーツ・文化・ボランティア・地域活動 | A1 | 600円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円 対象となりません |
| | 上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段: 団体活動中及びその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動など)の補償額 | AW | 1,150円 | 2,100万円 (日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません) | 3,150万円 | 5,000円 | 2,000円 | |
| 大人 | 文化・ボランティア・地域活動 団体の送迎、応援、準備、片付け | A2 | 600円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円 |
| | スポーツ活動 スポーツ活動の指導 | C | 1,600円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | |
| | 子どものスポーツ活動の指導 | AC | 1,100円 | 1,000万円 | 1,500万円 | 2,500円 | 1,000円 | |
| | スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分 | B | 800円 | 600万円 | 900万円 | 1,800円 | 1,000円 | |
| 全年齢 | 危険度の高いスポーツ活動 | D | 9,000円 | 500万円 | 750万円 | 1,800円 | 1,000円 | |

※同一団体内で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入替え、加入区分の変更はできません。インターネットからの加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。

法人 **スポーツ安全協会 高知県支部**
(高知県体育協会内)
〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎1階 TEL 088-820-1755

Web スポーツ安全協会 検索
電話受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く。)
〈引受幹事保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社(課当担) 公務第2部公務第1課
TEL 03-3515-4133(平日9:00~17:00)
共同引受保険会社(平成22年4月予定) ※予告なく変更となる場合があります。
東京海上日動火災 東京海上日動火災 東京海上日動火災
日新火災 ニッセイ火災 日本興亜損害 富士火災 三井住友海上

保険の詳しい内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。
<http://www.sportsanzen.org>
●資料請求は、インターネットより受け付けております。